

国旗、国歌についてです。

近年、SNS等で日章旗にバツ印をつける、踏みつける、唾をかけるなど、国旗を侮辱する動画が散見されます。

国旗、国歌は国の象徴であり、国内外を問わず、尊重することは国際的なマナーです。

しかし、外国国旗には刑法92条で罰則がある一方、日章旗を損壊しても罰則はなく、国民の違和感が高まっています。

そのため、今国会では国章損壊罪の法案も提出されています。

平成11年8月9日の小渕恵三総理の談話では、国旗、国歌は国民のアイデンティティーのあかしであり、学校教育において正しい理解が促進されることを期待すると明確に示されています。

国旗、国歌の尊厳と理解を育む教育の重要性は、国の公式方針でもあります。

以上を踏まえ、3点質問します。

1点目、国旗は学校教育法、学習指導要領において、我が国の国旗を尊重する態度の育成が求められており、教育委員会にはその実施状況を把握する責務があります。

市内小中学校において、国旗は入学式、卒業式等の式典、ふだんの日の掲揚、国民の祝日の掲揚のうち、どの場面で掲揚されているのか、また、学校ごとの運用差、差が生じている理由、そして市教育委員会がどこまで把握しているのか、正確な現状をお示しくください。

2点目、学習指導要領では、式典において国歌を斉唱させるよう努めるとされ、これは入学式にも適用されます。

小渕総理談話でも、学校教育での国旗・国歌理解の促進が国の方針として示されています。

そこで伺います。

小中学校の入学式における国歌斉唱の実施状況を実施校、未実施校の数でお示しくください。

また、市立保育園、市主催式典、公共施設の行事で国歌を斉唱、演奏、再生、未実施のいずれで扱っているのか、施設種別ごとにお示しくください。国歌を扱っていない場面がある場合、市民が国歌に触れる機会が失われます。式典における国歌斉唱の統一方針を市として示すべきと考えますが、見解を伺います。

3点目、内閣府によると、国民の祝日は国民の祝日に関する法律により、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築き上げるために定められた、国民こぞって祝い、感謝し、または記念する日とされています。

国旗掲揚はその趣旨に最も適合する行為であり、長年日本の文化として定着しています。

しかし近年、旗日に国旗を掲げる家庭や施設は減少し、子供たちが国旗に触れる機会も減っています。

そこで伺います。

国旗掲揚は祝日の趣旨にふさわしい行事に含まれると市は考えるか、明確な見解をお示しくください。

また、保育園、小中学校、公民館、市役所など公共施設において、祝日に国旗を掲揚することを主として推奨、実施すべきと考えますが、市の統一的な方針を伺います。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。長井教育長。

○教育長（長井俊朗）（登壇） 国旗、国歌についてお答えいたします。

まず、市内小中学校28校の国旗掲揚の現状につきましては、入学式、卒業式等の式典における国旗掲揚は全ての学校で実施しており、平日の掲揚は20校、国民の祝日における掲揚は3校となっております。

学校ごとに運用の差が生じている理由といたしましては、国旗及び国歌に関する法律及び学習指導要領において、国旗掲揚の具体的な実施方法についての一律の義務が規定されているものではなく、式場の施設条件、学校規模、地域との協議状況、式典の進行方法など、学校ごとの状況や校長の裁量により、運用されるものであると認識しております。

教育委員会といたしましては、指導要領の趣旨が適切に反映されるよう、引き続き助言を行うとともに、学校間で過度な差が生じないように、情報共有を図ってまいります。

次に、国歌の斉唱につきましては、全ての小中学校の入学式で実施しております。

○議長（田窪秀道） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋聡）（登壇） 行事における国歌の扱いについてお答えいたします。

まず、国歌の斉唱等につきましては、市立保育園では斉唱等を行っておりませんが、市主催の式典や公共施設での行事では、それぞれの主催者の判断により対応がなされていると考えております。

次に、式典における国歌斉唱の統一方針をお示しすることについてでございます。

式典等における国歌斉唱は、国や自治体の公式行事において、広く行われている慣例ではありますが、一方で国歌斉唱に当たっては、法令を尊重しつつ、参加者の意思や多様性に配慮することも重要であると考えており、現時点では主として国歌斉唱の統一方針をお示しすることは考えておりません。

次に国旗掲揚についてでございます。

国旗につきましては、国旗及び国歌に関する法律により、日章旗とすることが定められ、国家の象徴として大切に扱われるべきものであると認識しております。

祝日における国旗の掲揚は、国旗を掲げることの意義などについて理解していただく機会として有意義なものであり、祝日の趣旨にふさわしい行事に含まれるものと考えております。

次に市役所などの公共施設において、祝日に国旗を掲揚することについてでございます。

市庁舎の敷地内には2か所の国旗掲揚台があり、庁舎北側の掲揚台は平日及び祝日、消防防災合同庁舎の掲揚台は1年間を通して、いずれも8時から17時15分の間、雨天の日を除き国旗を掲揚しております。

その他の市の公共施設における国旗の掲揚につきましては、それぞれの管理者において判断されており、特に変更の予定はありませんが、今後におきましても、市民の皆様は国旗の歴史やその大切さについて理解を深めていただけるよう努めてまいります。

○議長（田窪秀道） 伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇） 国旗や国歌は、自国のものだけでなく、他国のものも尊重し合う姿勢こそが国際社会で求められる基本的なマナーです。

その理解と態度を育む最も重要な場が教育現場です。

今回の質問を通じて、本市における国旗掲揚、国歌斉唱の現状と市の考えを確認することができました。

今後は祝日の趣旨や学習指導要領、国の方針を踏まえ、子供たちが自然に国旗、国歌に触れ、正しく理解できる環境づくりが進むことを期待します。

国旗、国歌を尊重することは、日本に暮らす全ての人に共通する文化であり、誇りです。本市においても、学校や公共施設での適切な取扱いを一層進めていただくよう要望し、次の質問です。